

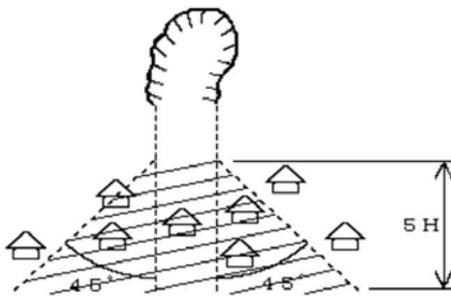
小規模崩壊地復旧事業（治山事業）について

<採択要件>

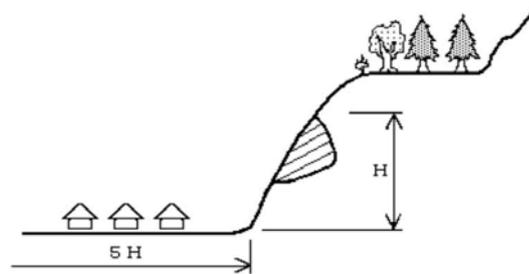
1. 荒廃林地であること。地目が山林・保安林・雑種地・原野であること。農地は対象外。
2. 保全対象が人家2戸以上、あるいは人家1戸＋公共施設（市道・農道・林道）あるもの。
その他、公共施設には他に集会所等も含む。事業所にあたっては従業員5人を1戸とみなす。
保全対象範囲の算定は下記のとおり。
3. 1箇所の施工箇所に事業費が100万円以上になること。

<保全対象の範囲について>

平面図



側面図



※宅地の基面から崩壊面までの高さをHとし、その5倍の5Hの距離の中に人家が何戸あるか

<受益者分担金について>

受益者分担金は事業費の15%です。

※事業費には測量試験費・工事費・工事雑費・事務雑費を含む。

事業費の残りの部分については県と市で負担します。

例) 事業費1000万円の場合、分担金は150万円

<事業の流れ>

1年目：現地調査⇒要望書提出(代表者の決定)⇒山林部の地権者の施工同意書提出

2年目：概略測量設計（概算工事費の算出）

3年目：実施測量設計⇒工事入札準備前に受益者分担金納入⇒工事着手⇒完成

※工事完成後に分担金精算

※年数は当事業の一般的な流れです。

<注意点>

- 着手前に現地が増破した場合や、現地調査・測量により工法変更が必要な場合は事業費が大幅に増加することもあります。ご考慮頂いた上での申し込みをお願いします。
- 民同士の境界については当事者で話し合いの上、申し込んでください。
- 工事完了後は従前どおり工事着手前の地権者にて維持管理して頂くようになります。
- 再度崩壊した場合は、再度事業へ申し込んで頂くか、あるいは個人対応となります。